

事務連絡
令和2年4月8日

まぐろ輸入関係業者 各位

水産庁国際課海洋漁業資源管理班

冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きにおける対応（新型コロナウイルス関連）について（更新）

冷凍まぐろ類等に関する輸入事前確認手続きにおける対応について、令和2年3月27日付事務連絡でお知らせしていたところですが、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況を踏まえ、以下のとおり、あらためてお知らせします。

1. 申請方法について

(1) 電子申請の利用について

冷凍まぐろ類等に関する輸入事前確認手続きについて、2019年1月より、電子申請による受付を開始しております。水産庁窓口への来訪、対面での会話が不要となりますので、今後の申請については、可能な限り電子申請をご利用頂くようお願いいたします。

（電子申請の利用には事前の登録が必要となります。詳細については、以下のURLから、「1. 輸入申請の電子化について」の欄をご参照下さい）

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>

(2) 水産庁窓口での紙申請について

毎週火曜日及び木曜日（午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで）に行っている、水産庁窓口での紙申請の受付ですが、人の移動及び接触を最小限にする観点から、可能な場合は4月9日（木）の申請分から、遅くとも4月14日（火）の申請分から、申請書類の提出を郵送で行って頂くようお願いいたします。

紙申請受付日は、従来どおり毎週火曜日、及び木曜日（行政機関の休日を除く）で変更ありません。

申請書類を郵送する際には、申請日の前日までに農水省に到着した申請書を、申請日受付のものとして取扱います（ただし、バイク便など、申請窓口へ直接配達するサービスを利用される場合には、申請日の当日午前中までに窓口に着したものを、申請日受付のものとして取扱います）。新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含め、郵送サービスの遅延により予定より到着が遅れた場合でも、上記の期日に間に合わなかった場合は、次の申請日の受付分として取扱

いますのでご注意ください。

→ 電子申請であれば、郵送の遅延の心配なく、毎日（行政機関の休日を除く）15時までにシステム上で申請されたものを、当日申請のものとして取扱います。ご活用をご検討下さい。

申請書類に修正等が必要な場合には、水産庁から、メールまたは電話で修正が必要な箇所等をお知らせすることになります。郵送する申請のご担当者と連絡先（電話番号及び e-mail）が分かる書類を、必ず同封してください。スムーズな意思疎通のため、申請の際は、郵送する申請書類一式の写しを、申請者様のお手元に残して頂くようお願いいたします。関係書類の修正は、軽微なものは申請者からの同意を得て水産庁担当者が行いますが、根本的な修正が必要な場合や、書類の差し替えが必要な場合には、一旦申請書類を郵送でお返しした上で修正をお願いすることになります。

通常、申請時にお返ししている、「確認申請書」及び「冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書」の控え（水産庁受付番号を押印したもの）については、後日、交付した確認書と一緒に郵送します。

水産庁としては、今後も可能な限り体制を整え、通常通りのスケジュールで確認書を交付するよう努めますが、特に不備が多い申請等について、またその他のやむを得ない事情により、確認書の交付が遅れる場合があります。

申請書類の不備が無いよう、申請者様におかれては、水産庁 HP に掲載された各種のご案内を今一度ご確認頂くようお願いいたします。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>

2. 交付した確認書の受領について

（1）電子申請の場合

これまで同様、確認書が NACCS システム上で交付されますので、交付された確認書の受領のための来訪・返却用封筒の準備等は不要です。

（2）紙申請の場合

現在、紙で申請頂いた場合、確認書は水産庁の窓口に取りに来て頂いているところですが、人の移動及び接触を最小限にする観点から、4月13日以降に交付される確認書は郵送で送付させていただきます。申請時に、確認書送付用のレターパック（配達情報を追跡でき、文書の量により料金の差が発生しないため）に、宛先、住所を記載してあらかじめ提出してください（申請書類の差し替え等のために使用する場合もあり得るため、予め予備を含め複数枚預けて頂くことも可能です）。

（通関業者を通じて申請された場合は、原則として、通関業者宛てに送付させていただきます）

3. 証明書まぐろの証明書の写しによる申請について

冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじき（いわゆる証明書まぐろ）を輸入する場合には、漁獲証明書若しくは統計証明書の原本、また再輸出の場合には再輸出証明書の原本の提出を求めています（ICCATの電子漁獲証明制度による電磁的記録による漁獲証明書を除く）。

海外の一部の国において、新型コロナウイルス感染症の影響により、空港の閉鎖や航空便の停止等が発生し、国際郵便サービスによる証明書原本の本邦への送付が物理的に不可能となっている情報があるところ、当面の間、以下の条件を満たす場合には、証明書の写しをもって事前確認を行い、証明書原本の提出を後日とすることも可能とします。

条件：

- (1) 証明書の発行（証明）を行う相手国政府機関より、水産庁窓口（以下送付先4名）に対し、
 - ・ 空港の閉鎖や航空便の停止等により、国際郵便サービスによる、証明書原本の日本への送付が物理的に不可能となっている（注：遅延の場合は対象としない）
 - ・ 証明書の原本は、輸出者の責任で管理を行わせ、上記の事象が解消次第、輸出者から輸入者を通じて速やかに日本の水産庁に提出させる
旨の連絡を含んだ、公式な書簡または email で連絡がなされること
(水産庁窓口送付先（計4名）)
shinji_hiruma150@maff.go.jp;
hiroshi_ishida810@maff.go.jp;
naoko_himenol40@maff.go.jp;
kenta_ueda740@maff.go.jp
- (2) 国際郵便サービスの停止等の状況について、水産庁において、公になっている情報（郵便当局ウェブサイト等）から、確認できること。
- (3) 上記（1）（2）を踏まえ、水産庁がHP上に対象国としてリストを掲載していること。
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/index.html>
- (4) 申請者が、証明書の写しをもって申請を行う申請書類の一部として、申請ごとに、別紙の「証明書原本の提出について」及びその別添として当該証明書の写しを以下の要領で提出すること。
 - ① 電子申請の場合：申請の添付書類の一部として、「証明書原本の提出について」及びその次頁に当該証明書の写し（申請1件に対し、複数隻分の証明書が該当する場合は、全て含める）をスキャンしたものを別添する。
 - ② 紙申請の場合：申請書類の一部として、「証明書原本の提出について」及び当該証明書の写し（申請1件に対し、複数隻分の証明書が該当する場合は、全て含める）を1セットとし、これを3セット（うち1セットは、「証明書原本の提出について」の原本を含む）を提出する。このうち1セットは、水産庁受付番号を押印の上、確認書と一緒に返却するので、原本を提出するまでの間必ず保管すること。

4. 証明書の原本を送付する方法について

上記3. に従って、事前確認申請を証明書の写しで行った場合、証明書発行（証明）国の状況が改善され次第、速やかに証明書の原本を取り寄せ、以下の要領に従って水産庁に提出してください。提出は郵送とし、紛失等をさけるため、特定記録又は簡易書留等（含：レターパック）をご利用ください。

- (1) 電子申請の場合：証明書の原本と、同証明書の写しを用いて事前確認を行った際の、確認申請書の写し（項目 II 「輸入の内訳」 のページを含む）をセットで提出する。
- (2) 紙申請の場合：証明書の原本と、同証明書の写しを用いて事前確認を行った際に、水産庁から水産庁受付番号を押印の上返却された、「証明書原本の提出について」及び当該証明書の写しをセットで提出する。
- (3) 共通の留意点：1 申請に対し、複数（複数隻分の）の証明書原本の提出が必要な場合には、これがそろってから提出してください。

以上、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【郵送物送付先】

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁資源管理部国際課海洋漁業資源管理班

【お問い合わせ先】

水産庁資源管理部国際課海洋漁業資源管理班

担当：姫野、石田

TEL：03-3502-8204

MAIL：naoko_himeno140@maff.go.jp

hiroshi_ishida810@maff.go.jp

漁獲証明書・統計証明書・再輸出証明書の原本提出について

年 月 日

輸入者名 _____

代表者名（押印又は署名） _____

住 所 _____

電話番号 _____

本日付の申請で提出する、別添の漁獲証明書・統計証明書・再輸出証明書については、国際郵便サービスの停止により、証明書原本の日本への送付が物理的に不可能となっているため、申請時には証明書の写ししか提出することができません。

なお、当該書類の原本は、郵便事情が回復し次第、1か月以内に、水産庁国際課海洋漁業資源管理班に提出します。

郵便事情が回復したにもかかわらず、輸出業者側が証明書の原本を送付してこない場合には、今後の取引の停止を通知することを含め、証明書の原本が送付されるまでの間、責任を持って対応します。

以上

担当部署名 _____

担当責任者名 _____

電話番号 _____

F A X _____

(通関業者連絡先)

業者名 _____

担当者名（押印又は署名） _____

電話番号 _____